

## 浄化槽保守管理業務委託特記仕様書

### 1 適用

- (1) この仕様書は秋田県埋蔵文化財センターにおける浄化槽保守管理業務委託（以下「業務」という。）について定める。
- (2) 本業務の履行にあたり、本特記仕様書に記載のない事項については、「建築保全業務委託標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）を適用する。

### 2 業務履行場所

秋田県埋蔵文化財センター 浄化槽施設  
秋田県大仙市払田字牛嶋20

### 3 業務履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 浄化槽設備仕様

設置年月日	昭和56年 9月 8日
メーカー	ベスト工業(株)
種類	工場生産 旧構造
処理方式	単独処理 前：全ばっ気 後：接触ばっ気
処理対象人員	60人
処理性能（BOD）	90 mg / L
放流先	排水路

### 5 委託業務の内容

浄化槽法第8条・第9条、浄化槽法施行規則第2条・第3条に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 浄化槽清掃は年2回 8月と12月に実施するものとする。
- (2) 維持管理点検は年6回定期的に実施するものとする。
- (3) 薬剤調整は年12回定期的に実施するものとする。  
年間投入予定量 12 kg
- (4) 浄化槽及び付属機器類が機能するよう努めること。

### 6 報告義務

維持管理業務を実施した場合には、浄化槽施行規則第5条2項に基づき、すみやかに報告するとともに、浄化槽法第53条に基づく所轄行政官庁の報告徴収、立入検査があった場合には、報告及び立会いの義務を負うものとする。

発注者が必要と認めるときは、委託業務の状況について調査を行い、報告すること。

### 7 提出書類及び時期

次の書類を記載の時期までに提出するものとする。

- (1) 業務計画書（年間計画） ※建築保全業務委託標準仕様書記載の時期まで
- (2) 点検報告書 ※各点検の都度速やかに

### 8 その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。